

議員提出議案第1号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第
13条の規定により提出いたします。

平成19年3月 9日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者 川崎市議会議員 鎚 木 茂 哉

” 玉 井 信 重

” 本 間 悦 雄

” 竹 間 幸 一

” 前 田 絹 子

” 佐 藤 忠 次

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に、「収支報告書」を「収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合には、1件当たりの金額が50,000円以上の支出(規則で定める経費に係るものを除く。)に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

第15条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「第11条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年5月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提 案 理 由

政務調査費の使途の透明性を高めるため支出に係る領収書等の写しの提出を50,000円以上と定めるため、この条例を制定するものである。